

令和4年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	田城	岡本	奈良部	豊田	鈴木	松島
出欠	○	○	○	○	○	○	○

【事務局】

- 事務局……環境部：高村部長、関口課長、川田係長、竹澤主任主事
都市建設部：荒井係長

全体進行：《関口課長》

1 開 会 《関口課長》

令和4年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

2 あいさつ

石川会長あいさつ

3 協議事項《石川会長進行》

関口課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日7名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは、協議事項(1)の副会長の互選について、事務局の説明を求める。

事務局：条例施行規則第27条第1項により「副会長は委員のうちから互選する」と規定されているので、委員の中から選出をお願いしたい。

石川会長：意見のある方は。

松島委員：前任者と同じとちぎ建設技術センター所属の田城委員が良いと思う。

石川会長：田城委員が良いとの意見がありましたが、田城委員に副会長をお願いするということによろしいですか。

一 同：異議なし

石川会長：次に、協議事項（２）の条例第１３条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

（２）条例第１３条の規定による事業の許可について

《川田係長が資料により説明。》

３件の許可申請案件について説明した。

- ① 鹿沼市ひなた発電所 2275 設置事業
- ② 板荷 2863 番発電所設置事業
- ③ 板荷 2868 番 1 発電所設置事業

石川会長：①の鹿沼市ひなた発電所 2275 設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

田城副会長：３件共通だが、一点お願いと一点確認がある。お願いは、位置図と写真に方位マークを入れて欲しい。確認は土砂災害警戒区域にレッドゾーンとイエローゾーンのエリアがあるが申請地はどちらか。

事務局：３件ともイエローゾーンである。

田城副会長：今後はレッドゾーンとイエローゾーンのエリアが分かるように記載して欲しい。

松島委員：②③について、県道に近いので、反射光が車に影響が出ないよう対策をお願いしたい。

石川会長：要望ということで良いか。

松島委員：要望とする。

石川会長：他にご意見はあるか。①については原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、①鹿沼市ひなた発電所 2275 設置事業については、原案通り同意しました。次に②板荷 2863 番発電所設置事業について、何かご意見ご質問はありますか。

石川会長：②③について説明会の参加者が少ないが、理由があるか。

事務局：理由については把握していないが、近隣住民へは資料を配布しており一定の理解を得ていると考えている。

石川会長：他にご意見はあるか。②については原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、②板荷 2863 番発電所設置事業については、原案通り同意しました。つづきまして、最後の③板荷 2868 番 1 発電所設置事業について、何かご意見ご質問はありますか。

豊田委員：板荷地区は耕作放棄地が増え、太陽光施設がどんどん増えてしまう。板荷はそばの栽培が有名であるため、周辺住民だけでなく耕作者の意見も聞いて欲しい。

石川会長：要望ということで良いか。

豊田委員：耕作者の意見も聞いてもらえるとありがたい。

石川会長：他にご意見はあるか。無いようでしたら、③についても原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、③板荷 2868 番 1 発電所設置事業については、原案通り同意しました。つづきまして協議事項（3）その他について、皆様からなにかございますか。

石川会長：無いようでしたら協議事項（3）は終了しまして、以上で本日の協議はすべて終了させていただきます。みなさんご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

4 その他《関口課長》

関口課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等ありますか。

一 同：《なし。》

関口課長：事務局から何かありますか。

事務局：今回は、令和4年度12月を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

関口課長：これで審議会を閉会する。

5 閉 会《関口課長》